

資源リサイクル活動奨励補助金の交付手続き

1 団体登録申請

「西条市資源リサイクル活動奨励補助金交付要綱」に規定する
団体登録申請書1部提出（様式第1号）（別紙1）

・添付書類 団体会員名簿

注意事項

リサイクル活動実施前に提出すること（毎年度必要）

団体会員数は20名以上

営利を目的としない地域住民で構成する団体

事業活動に伴う資源ごみは回収しないこと

回収買上先は市内の業者であること

補助対象資源ごみ……古紙（段ボール・新聞・雑誌等）

スチール缶・アルミ缶その他

なお、ごみステーションを利用する団体は、

先の申請書に加えて、

「西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則」に
規定する団体登録申請書2部提出（様式第1号）（毎年度必要）

*1部は市の控え、1部は登録証の控えとして、受付印を
押印したものを団体に返送する

※押印不要

2 補助金交付申請・補助金請求

・交付申請書(様式第2号)及び資源ごみ回収買上証明書(様式第3号)を提出



交付決定通知書の送付（市→申請者）



西条市補助金等交付規則に規定する

・実績報告書(様式第8号)及び収支決算書(様式第9号)を提出



交付確定通知書の送付（市→申請者）



・補助金請求書(様式第5号)を提出

注意事項

・請求先の振込先口座は通帳記載のとおりに入力すること

・各提出書類には同一の住所、団体名、代表者氏名を記入
すること（特に団体名が違っている例が見受けられます）

・住所は、団体の事務局があるときは、その住所を記入

3 補助金の支出

補助金額 資源ごみ1kgにつき4円

申請書、請求書等のチェック後、口座振替で支出

※押印不要